

○地域創生テクノセンター施設等管理申し合わせ事項

地域創生テクノセンター長裁定

(平成 22.4.1 制定)

最終改正 令和 3.3.19

1. 趣旨

沼津工業高等専門学校地域創生テクノセンター利用細則（以下「利用細則」という。）第15条の規定に基づき、地域創生テクノセンター（以下「センター」という。）内の施設及び設備の管理基準等を設け、利用促進並びに管理運用の明確化を図る。

2. センター共同研究室の施錠管理等について

- (1) センター内各共同研究室の施錠は、電子錠方式と鍵方式の併用とし、センター長が管理するものとする。
- (2) センター長は、利用細則第5条により利用を承認した共同研究室について、原則年度当初に、また年度途中の承認の場合は別途協議の上、利用者の電子錠の登録更新を行うものとする。その際、交付した承認済み申請書写しを利用者に提示させるものとする。
- (3) センター長及び副センター長は、緊急時等の対応のため、全共同研究室の鍵を一式所持するものとする。
- (4) 本校構外にセンターの共同研究施設を設置する場合、利用者は構内施設と同様に利用細則を遵守するほか、当該施設管理者の定める管理基準を遵守し、信義誠実をもって利用するものとする。

3. センター内ショーケースの利用方法について

- (1) 利用対象者は、本校教職員とする。
- (2) 利用できる展示内容は、民間企業等との共同研究成果の普及を図ることを目的とするための、共同研究成果物とする。
- (3) 利用のための手続きは次のとおりとする。
 - ①利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、別添申請書を所掌事務担当係へ提出するものとする。
 - ②所掌事務担当係は、申請があった場合、直近のセンター管理運営を所掌する委員会へ利用の可否について諮り、審議結果を申請者へ通知する。
 - ③利用可の場合、申請者は、所掌事務担当職員立会いの下、ショーケースへ展示物を配置する。
- (4) 展示期間は原則1年間とし、期間経過後は撤去の上、申請者に返却するものとする。

ただし、特別の事情がある場合は展示期間の延長を認めることとする。

4. 附記

「地域共同テクノセンター棟1Fショーケースの利用方法について」（平成19年4月26日地域共同テクノセンター長裁定）は、廃止する。